## 岡山大学附属図書館規程

(平成16年4月1日)(岡大規程第77号)

改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日規程第 2 1 号 平成 2 2 年 3 月 3 1 日規程第 5 4 号 平成 2 3 年 3 月 3 1 日規程第 2 3 号 平成 2 3 年 9 月 2 7 日規程第 8 1 号 平成 2 4 年 8 月 2 3 日規程第 4 2 号 平成 2 5 年 1 月 2 2 日規程第 1 号 平成 2 6 年 3 月 3 1 日規程第 1 9 号 平成 3 1 年 3 月 2 9 日規程第 5 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則(平成16年岡大学則第1号)第26条に基づき、岡山大学附属図書館(以下「図書館」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 図書館は、岡山大学(以下「本学」という。)における教育及び研究に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、国立大学法人岡山大学の職員及び本学の学生の利用に供するとともに、必要とする学術情報を速やかに提供する等の図書館奉仕を行うことを目的とする。
- 2 前項の図書館資料(以下「資料」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一 図書
  - 二 逐次刊行物
  - 三 記録及び古文書
  - 四 視聴覚資料
  - 五 電子資料
  - 六 その他の資料

(分館)

- 第3条 図書館に鹿田分館及び資源植物科学研究所分館(以下「分館」という。)を置く。 (館長)
- 第4条 図書館に館長を置く。
- 2 館長は、本学の専任教授のうちから、教学担当理事の推薦により、学長が任命する。
- 3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 館長は、図書館に関する事項を掌理する。 (副館長)
- 第4条の2 図書館に副館長を置く。
- 2 副館長は、2人以内とし、本学専任の教授又は准教授のうちから館長の推薦により学長が任命する。
- 3 副館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副館長の任期の末日は、推薦し た館長の任期の末日を超えることはできない。
- 4 副館長は,館長の職務を助ける。 (分館長)
- 第5条 分館にそれぞれ分館長を置く。

- 2 鹿田分館にあっては、鹿田地区各部局の専任の教授のうちから当該部局の協議に基づき選出された1人の候補者、資源植物科学研究所分館にあっては、資源植物科学研究所の専任の教授のうちから当該部局において選出された1人の候補者について館長の推薦により学長が任命する。
- 3 分館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 分館長は, 館長の命を受け, 分館に関する事項を処理する。 (運営委員会)
- 第6条 図書館に図書館の運営に関する重要事項を審議するため、岡山大学附属図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(管理・運用資料)

- 第7条 図書館の管理・運用する資料は、次の各号に掲げるものをいう。
  - 一 図書館備付資料
  - 二 学部等備付資料

(寄贈又は寄託)

- 第8条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 前項の寄託資料は、寄託者が特に条件を付したもののほか所蔵資料に準じて取扱うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、図書館の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される館長の任期は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 目

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。